

4 社会参加の促進

(1) 雇用・就業の促進

① 関係機関との連携

ハローワークにおける相談窓口との連携を充実させるとともに、一般企業や障害者就業・生活支援センター事業所などの相談支援事業所とも連携し、学校を卒業する障がいのある子どもや就労支援サービス事業所で訓練を受けている障がいのある人の雇用先の確保・拡充に努めます。

② 一般就労の支援

「改正障害者雇用促進法」の定める法定雇用率の達成に向けて、事業主に対する周知・啓発活動を積極的に行い、障がいのある人の雇用を促進します。

また、障がいのある人が働きやすい職場を確保するため、事業主や職場内の理解を求めるとともに、段差の解消など職場内におけるバリアフリー化についても事業主の理解を促進します。

障がいのある人が就労する際には、障がいのある人が職場への適応をスムーズに行えるよう、職場適応援助者(ジョブコーチ)やグループ就労といった就労支援事業を活用し、就労が継続できるよう支援を強化していきます。

障がいのある人を雇用する事業主に対しては、障がい者雇用奨励補助金として賃金等の一部を助成することにより、障がいのある人の雇用の促進・社会参加の推進を図っていきます。

③ 就労訓練の場の充実

授産施設むつみの森において、一般就労を希望する障がいのある人を支援する就労移行支援事業を、また、一般企業に就労することが難しいと思われる障がいのある人や、一定年齢に達している障がいのある人に対しては、知識・能力の向上と生産活動を支援する就労継続支援(B型)事業を提供できるよう、施設支援サービスを強化します。

(2) 余暇活動・交流活動の促進

① 余暇活動の充実

障がいのある人が、生き生きとした毎日を過ごし、ゆとりのある生活が送れるよう、生涯学習における各種講座やイベント等に気軽に参加できる環境を整えるとともに、障がい者団体やボランティア団体による催し物などへの、参加を促進し、障がいのある人の充実した生活を支援していきます。

② 地域との交流促進

障がいのある人が、地域の中で社会の一員としての役割を担えるよう、地域の諸行事への積極的な参加を促進します。

また、障がいのある人の参加を通じて地域住民が障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、障がい者団体や親の会、ボランティア団体等が行う交流事業について積極的に支援し、地域交流の活発化に努めます。

障がいのある・なしに関わらず、地域住民が共に生き、共に参加しながら生活する、誰にとっても住みやすいまちづくりを目指します。

